

原子力発電所の事故による避難地域に係る帰還支援及び地域再生のための 産業振興・雇用促進プラン

平成24年9月4日
復興庁
厚生労働省
経済産業省

1. はじめに

- ・福島県は、東日本大震災に伴う地震、津波による被害のみならず、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による災害により、放射性物質による深刻かつ多大な被害を受けた結果、被災者の方々は、健康、仕事、暮らしなど、あらゆる面で深刻な状況に置かれている。
- ・国の避難指示等により避難を余儀なくされた地域においては、人々の生活や経済活動が中断されてすでに1年以上が経過しており、避難指示が解除される地域へ住民が帰還するためには、生活環境の回復のみならず、その地域においていかに雇用を確保していくかが極めて重要な課題である。
- ・とりわけ、震災以前のこの地域は、就業者数、域内総生産ともに電力関連産業が大きな割合を占めてきたところであり、地域の経済を支える産業を確保し、新たな雇用を創出していくことが必要である。
- ・このようなことから、今般、避難地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針（以下、「グランドデザイン」という。）に即して、産業振興・雇用促進を強力に進めるための当面のプランを策定するものである。
- ・なお、本プランは、現時点において想定される産業・雇用の状況への対策等をまとめたものであり、今後の住民の帰還や、企業の帰還・立地の進展等を踏まえ見直しを行い、さらなる対策の充実に努めることとする。

2. 事故前の避難地域の産業・雇用の状況

避難地域においては、原子力発電所の事故により、地域の産業・雇用に大きな影響がもたらされた。特に、双葉郡 8 町村においては、電力関連産業に依存していたこともあり、産業・雇用への影響が甚大である。

(一) 産業構造

双葉郡 8 町村の経済構造は、電力関連産業に大きく依存。地域の経済を支える産業を新たに確保していく必要がある。

- ・ 双葉郡 8 町村の域内総生産（GDP）は約 5,800 億円（2009 年度福島県市町村民経済計算年報）。そのうち、第 1 次産業は 1.4%、第 2 次産業は 9.8%、第 3 次産業は 89.1%を占めていた。また、「電気・ガス等」の域内総生産が 62.8%（約 3,615 億円）を占め、特に、広野町 72.3%、楢葉町 78.7%、富岡町 58.9%、大熊町 70.7%、双葉町 78.5%と、電力関連産業に大きく依存した経済構造となっていた。これら 5 町は、1 人当たり総生産も県平均を大幅に上回っていた。
- ・ 他方、双葉郡 8 町村の卸売・小売業の事業所数は 909、年間商品販売額は約 790 億円であったが、富岡町・浪江町の 2 町で、8 町村の事業所数の 56.4%、年間商品販売額の 68.1%を占めており、双葉郡における商圈の中心となっていた。
- ・ なお、双葉郡 8 町村の全事業所数は 3,845（うち、常用雇用者 5 人以上の事業所数は 1,316）であった（平成 21 年経済センサス）。

(二) 就業構造

双葉郡 8 町村の就業者数（約 3.5 万人）のうち、東京電力及びその他関連企業等の就業者数は、約 1 万人程度。この雇用がどのように確保、回復できるのか、規模をしっかりと意識した取組が必要である。

- ・ 双葉郡 8 町村の就業者数は約 3.5 万人（2010 年国勢調査）であり、そのうち、第 1 次産業 8.2%、第 2 次産業 31.1%、第 3 次産業 60.7%を占めており、この割合は、福島県平均（第 1 次産業 7.6%、第 2 次産業 29.2%、第 3 次産業 63.2%）と比較して同程度。
- ・ 特に比率が高い業種は、サービス業 12,119 人（34.8%）、建設業 6,425 人（18.4%）、製造業 4,409 人（12.6%）。また、電気・ガス・水道業の就業者数は 2,055 人（5.9%）であるが、電力関連企業等の就業者も含めれば、約 1 万人程度（東京電力株式会社「発電所で働く人たち」）。

3. 地理的な状況について

ランドデザインの「目指すべき復興の姿」に記載したとおり、避難地域の復興については、以下のような地理的な状況認識を踏まえて対策を進める。

- ・ 避難地域の復旧と復興は、解除された区域や解除が見込まれる区域から先行して順次取り組むことを想定する。
- ・ 避難地域の復興には、当該地域と、浜通りの北部及び南部並びに中通りの3地域との連携が非常に重要。これら3地域は、避難生活からの生活再建を図る拠点であると同時にインフラ復旧事業や除染、廃炉作業の前線を支える地域。これら周辺地域と一体となった地域活性化の取組を通じ、厚みのある復興の加速化を目指す。
- ・ 避難地域を中心に、これらの地域を相互に接続するため、常磐自動車道などの広域交通インフラの復旧を進め、地域間のネットワークの連携の強化と確保を図ることにより、地域全体の復興を促進する。

4. 取組の指針等

ランドデザインに記載したとおり、以下のようなシナリオに沿って取組を進める。

- ・ 地域を支える産業を再生させ、安定的な操業確保を図るとともに、生活再建の基盤となる雇用を確保する。
- ・ 短期的には、企業が帰還を進めるために必要な資金の確保など支援施策を引き続き実行して、企業の帰還を促す。また、事故前と同様の職業、業種に就職することが困難な場合も多いため、雇用機会の創出やハローワークの積極活用により、被災者の方々の就労を支援する。なお、廃炉作業、除染・インフラ復旧などの事業においても、一定の雇用が確保されるものと想定される。
- ・ これらにより、避難地域におけるヒト、モノ、カネの流れの再生に努める。
- ・ 中期的には、帰還企業の安定的な操業確保を図るとともに、新規企業の参入、投資を促す取組を継続し、産業の集積を推進していく。また、研究開発拠点の形成、研究の開始にあわせて、産業集積の高度化を図り、新規雇用を創出する。

これらを念頭に置いて、避難指示解除やインフラ復旧に伴い、企業、住

民が円滑に帰還でき、また、新たな企業立地が進むよう、国等が主導して、支援策等を個別にきめ細かく集中的に実施するとともに、帰還の流れを作るため、地元自治体、住民、企業、産業界、国との緊密な連携・協力を図る。

5. 具体的な対策

(一) 企業の帰還及び経営支援

(1) 企業ごとの課題把握と対応

- 休止又は避難中の企業の事業再開・就労再開の現状、ボトルネック、既存施策の活用状況等の実態把握の強化とともに、企業等のニーズに可能な限り応えられるよう、施策の活用促進に向けたきめ細かなフォローアップ体制を構築。

[取組状況及び今後の取組]

- ・復興庁、経済産業省を始めとする各省が、避難区域を担当する担当官を置いて対応。
- ・引き続き、帰還して操業を開始した企業や、帰還を検討している企業などを巡回し、各企業のニーズ等を丹念に聴取し、それらを踏まえて積極的に課題に対応する体制を構築する。

(2) 中小企業への経営相談

- 中小企業団体、政策金融機関等による、帰還を検討している事業者に対する相談会（資金支援、経営相談等）の実施。
- 中小機構（中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島）を拠点とした相談対応や震災復興支援アドバイザー派遣の実施しており、引き続き相談対応等を実施。
- また、商工会等（中小企業支援ネットワーク強化事業）を活用した相談員派遣等による経営相談等を実施しており、引き続き相談対応等を実施。

[取組状況及び今後の取組]

- ・平成23年度の福島県での被災中小企業への相談実績は1,014件（ア

ドバイザー786件、専門家228件)。

(3) 中小企業・中堅企業への金融支援等

○ グループ補助金

複数の中小企業等から構成されるグループが復興事業計画を作成し、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たすものとして福島県からの認定を受けた場合に、計画実施に必要な施設・設備の復旧に対し、国が1/2、福島県が1/4補助。

[取組状況及び今後の取組]

- ・平成23年度は、福島県において3度の採択決定を行い、80グループ、国費と県費をあわせて389億円の採択を行った。
- ・更に、平成24年度においては、5月1日から5月31日の間に4回目の公募を実施し、49グループ、国費と県費をあわせて127億円の採択を行った。

○ 仮設店舗・工場等の整備

- ・被災中小事業者の事業再開支援のため、中小機構が仮設店舗・工場等(旅館・ホテル事業者向け仮設施設を含む。)を整備し、自治体を通じ、事業者は無償で貸し出しを行う。

[取組状況及び今後の取組]

- ・福島県内17市町村から46箇所の整備要望があり、42箇所で竣工。このうち、双葉郡においては、8町村から20箇所の整備要望があり、18箇所で竣工[平成24年7月6日時点]。
- ・本事業は真に必要な仮設対応によらざるを得ない案件に限定して整備を進めていく方針。

○ 原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」

- ・避難区域に事業所を有していた企業が解除された地域内において事業を継続・再開する場合に、1,000万円(小規模事業者にあっては500万円)まで融資。無利子・無担保。

[取組状況及び今後の取組]

- ・福島県内の商工会議所又は商工会、福島産業振興センターが受け

付け。融資件数は163件で融資金額は9.0億円〔平成24年8月9日時点〕。

○ 「東日本大震災復興緊急保証」「東日本大震災復興特別貸付」等

[取組状況及び今後の取組]

○福島県における支援状況

・「東日本大震災復興特別貸付」(23年5月23日～24年3月31日)
貸付件数 4,197件、貸付金額 590億円

・「東日本大震災復興緊急保証」(23年5月23日～24年4月20日)
保証承諾件数 10,668件、保証承諾金額 1,873億円

○24年度内においても引き続き実施中。

○ 「福島県産業復興相談センター」及び「福島産業復興機構」が設置されており、いわゆる二重債務問題に苦しむ事業者等に対する万全の支援体制を構築。

[取組状況及び今後の取組]

・相談受付案件数 228件

・金融機関等による金融支援の合意 6件(うち買取決定 2件)〔平成24年8月3日時点〕

(4) 税制等による企業活動支援

○ 税制による投資、雇用支援

福島復興再生特別措置法により、避難地域を含む福島県の全ての地方公共団体を、東日本大震災復興特別区域法の税制上の特例を含む復興推進計画の作成を可能とすることができる特定地方公共団体の対象とするとともに、事業用設備等に係る即時償却期間を平成28年3月31日まで延長することとしている。さらに、避難解除区域における福島復興再生特別措置法独自の措置として、被災時に避難対象区域に事業所が所在していたすべての事業者に対して、県の確認のみで、事業用設備等を取得等した場合の即時償却等や、被災者を雇用した場合にその給与等支給額の20%を税額控除できる措置を講じている。

[取組状況及び今後の取組]

- ・避難解除区域における独自の措置である課税の特例に係る福島県知事の確認は、平成24年6月30日現在、103件（78事業者）。これに加え、平成24年4月20日に認定された復興推進計画により、東日本大震災復興特別区域法で措置された税制上の特例が利用可能となった。以上のような税制上の特例について引き続き周知に努める。

○ 規制・手続の特例による企業活動促進

- ・東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法に基づく規制の特例や再生可能エネルギー分野等における規制緩和措置等の活用による新規産業分野の事業化の取組を促進する。

[取組状況及び今後の取組]

- ・福島復興再生特別措置法で措置された流通機能向上に係る許認可のワンストップ化、地域ブランド（商標、品種）の登録料・出願料の減免の活用や東日本大震災復興特別区域法で措置された工場立地に係る緑地等規制の緩和などについて、復興庁が自治体・企業の相談に応じる。

(5) 中核企業の帰還への強力なフォローアップ体制の構築

- すそ野産業への影響が大きく、特に需要や雇用の創出効果の大きい地域の中核企業の帰還に向けたフォローアップ体制を強化（中核企業に対する（1）の個別相談業務の重点的实施等）。
- 福島県庁内の「企業立地相談窓口」の、帰還企業向け重点化。
- グループ補助金、「原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」、東日本大震災復興緊急保証」「東日本大震災復興特別貸付」、の活用（再掲）

(二) 新規投資の促進等

(1) 増設等の推進

- ふくしま立地補助金を最大限活用する。
平成23年度補正予算により措置した総額1,700億円のふくしま産業

復興企業立地補助金を県が計画的に運用し、新規企業立地が促進されるよう最大限努めていく。

(2) ソーシャルビジネスによる新しい雇用・産業の創出

- まちづくり、高齢者福祉等の様々な社会的課題の解決に向けて、ソーシャルビジネス支援を重点的に推進し、雇用を創出。
- 内閣府「復興支援型地域社会雇用創造事業」により平成 23 年度第三次補正予算で造成された基金、厚労省「震災等緊急雇用対応事業」等を活用。

(3) 新産業創出・産業活性化

(再生可能エネルギーや医療関連等の成長産業の振興)

- 再生可能エネルギーの研究開発や実証等を推進し、産業集積に必要なとなる研究・試験などを実施するとともに、その成果を活かした産業の創造に取り組む。
- また、医療機器等の研究開発を通じた医療関連産業の振興を推進。

(4) 研究開発拠点構想

- 再生可能エネルギー、医療産業に関する拠点や、環境回復・創造、廃炉技術に関する拠点を含む研究開発・産業創造拠点構想を進める。

(三) 雇用拡大・就労支援

(1) ハローワークによる就職支援

- ハローワークで、雇用保険の受給を終了した方など必要な方に対する担当者制などによるきめ細かな職業相談を実施。ニーズに応じた求人の開拓、求人情報の郵送などによる提供を実施。

[取組状況及び今後の取組]

福島県の有効求人数	38,915 人 (24 年 6 月)
福島県の有効求職数	38,366 人 (24 年 6 月)
福島県の就職者数	62,541 人 (23 年 4 月～24 年 6 月)

・今後も、引き続き就職支援を実施

- 市町村役場など、利便性の高い場所での出張相談会や、立地企業、事業再開企業などを含めた合同就職面接会を実施。

[取組状況及び今後の取組]

- ・福島県内での出張相談 5,035 件（23 年 3 月 16 日～24 年 6 月 30 日現在）
- ・平成 24 年度も引き続き実施。

- 帰還可能地域での就職を希望する新卒者には、避難先の高等学校等と協力して、ハローワークで帰還先企業の求人情報を提供。

[取組状況及び今後の取組]

- ・就職内定率（平成 24 年 3 月卒の高校生）：97.5%（前年同期比 3.8 ポイント増（平成 24 年 3 月末現在、福島労働局調べ））
- ・ジョブサポーターの支援による就職者数：3,311 人
- ・平成 24 年度も引き続き就職支援を実施

(2) 職業訓練

- 地域の事情に応じた新しい仕事に就くために必要な技能や知識を身につけるための職業訓練を実施。一定の要件を満たす場合には、求職者支援制度により訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給。また、従業員に職業訓練を実施する際には、一定の要件を満たせば、キャリア形成促進助成金等による支援を実施。

[取組状況及び今後の取組]

- ・公的職業訓練受講者数（平成 23 年度福島県実績）

公共職業訓練	2,767 人
基金訓練・求職者支援訓練	2,993 人

- ・公的職業訓練計画数

公共職業訓練	3,204 人	(平成 24 年度福島県計画数)
求職者支援訓練	1,647 人	〔福島県の平成 24 年 4 月～7 月開講コースの認定実績〕

(3) 雇用創出

- ふくしま産業復興雇用支援事業（国の「事業復興型雇用創出事業」）
各種産業施策による支援を受けて、事業を開始・再開し、被災者を安定的な雇用で受け入れる場合には、「ふくしま産業復興雇用支援事業」により、3年間で最大225万円の雇入れに係る助成金による支援を実施。

[取組状況及び今後の取組]

- ・福島県には、550億円を交付。（地域雇用再生・創出モデル事業分を含む）
- ・平成24年6月末時点での福島県の支給決定件数は113件（496人）（浜通り地方では、55件（268人））。
- ・福島県では、現在、平成24年度第1回申請受付（5月14日～6月15日）が終了しており、申請状況を踏まえて今後の申請受付について検討中。

- 震災等緊急雇用対応事業

仮設住宅の見回りや子ども・高齢者のケアなど、様々な仕事を自治体の直接雇用や民間企業・NPOへの委託により生み出す「震災等緊急雇用対応事業」を実施。

[取組状況及び今後の取組]

- ・福島県には、平成23年度第3次補正で250億円を交付。
- ・平成24年6月末時点の雇用計画数は16,900人、雇用者数は18,516人（浜通り地方では、4,108人）。
- ・この事業は、平成24年度末までに事業を開始したものについては、平成25年度末まで実施できることから、福島県では、今後さらに事業を行うべく検討。

- 地域雇用再生・創出モデル事業（国の「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」）

地域資源を活用した名産品の開発・販売などの仕事を通じて、高齢者、女性、障害者、若者などに安定的な雇用の場を、民間企業やNPOへの委託により、生み出す「地域雇用再生・創出モデル事業」を推進。

[取組状況及び今後の取組]

- ・福島県には、550億円を交付（ふくしま産業復興雇用支援事業分を含む）。
- ・平成24年6月末時点での雇用計画数は296人、雇用者数は187人（浜通り地方では60人）。今後さらに市町村事業を実施することにより、1,200人程度分の雇用創出を予定。

(4) 除染、復興事業の人材確保、就職支援

- ハローワークが自治体と連携して、除染、復興事業の人材確保、就職支援を実施。

[取組状況及び今後の取組]

- ・市町村と連携して除染求人確保をようハローワークに指示（平成24年4月27日）
- ・今後この指示に基づき人材確保策を推進していく。

(四) 連携促進等の取組

企業・住民の個々の帰還の動きを相互に連携させ、帰還の流れを作るため、住民、企業、地元経済団体、地元自治体、国等の関係者間での緊密な連携・協力体制を構築する。

(1) 「『日本はひとつ：がんばろう福島県』しごと協議会」を通じた連携

- 「『日本はひとつ：がんばろう福島県』しごと協議会」などを通じて、除染、復興事業の受注事業所、産業政策の対象事業所など、雇用拡大が見込まれる事業所の情報共有を推進。関係機関が連携して、これら事業所にハローワークへの求人提出を勧奨し、ハローワークは協議会などで収集したこれらの情報を元に、事業所への求人開拓を実施。

(2) ビジネス・雇用についての協力要請等

- 全国レベルの業界団体等を通じた協力要請

業界団体等（電力会社、原子力関連メーカー、製造業、流通業、建設業、物流業、商工団体）に対し、避難指示解除区域の企業立地、雇用の受け入れ、子会社・関連会社等の設立による雇用の創出、物品等の調達等についての協力を要請。その際、電力会社対しては、例えば東京電力福島第一原子力発電所（1～4号機）の廃炉作業等のプロジェ

クトにおいて、地元雇用に配慮した要員確保に努めるなど、雇用の受け入れ、物品等の調達等において、特に地元を配慮するよう求める。

(3) 販路開拓支援の推進

- 被災地の産業支援機関や事業者等が販路開拓を目的に実施するビジネスマッチング、商品開発を支援。

[取組状況及び今後の取組]

- ・被災地における農商工連携、異分野連携、地域資源の活用等による新商品開発や販路開拓支援等を実施している。

6. おわりに

国は、避難地域における産業振興及び雇用促進について、それぞれの地域の自治体、住民が目指す復興の姿に応じて、企業、産業界、関係機関等と緊密な連携・協力を図りつつ、個別の課題解決や施策の活用につなげるなどきめ細かく対応し、避難地域の被災者の方々の生活再建に向けて全力で取り組んでいくこととする。